

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第93号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
様式第48号（第25条関係）				様式第48号（第25条関係）			
[略]				[略]			
[略]	請求者	[略]	金融機関名(ゆうちょ銀行は、記載しないでください。)	[略]	請求者	[略]	金融機関名
[略]		還付される税金の受取りを希望する預金口座	[略]	[略]		[略]	
[略]				[略]			
[略]				[略]			
様式第83号の2（第43条関係）				様式第83号の2（第43条関係）			
[略]				[略]			
[略]	申告者又は申請者	[略]	金融機関名(ゆうちょ銀行は、記載しないでください。)	[略]	申告者又は申請者	[略]	金融機関名
[略]		還付される税金の受取りを希望する預金口座(次のウに該当する方は、記載してください。)	[略]	[略]		[略]	
[略]				[略]			
[略]				[略]			
様式第86号（第43条関係）				様式第86号（第43条関係）			
[略]				[略]			
[略]	申請者	[略]	金融機関名(ゆうちょ銀行は、記載しないでください。)	[略]	申請者	[略]	金融機関名
[略]		還付される税金の受取りを希望する預金口座	[略]	[略]		[略]	
[略]				[略]			
[略]				[略]			
様式第138号の7（第73条の5関係）				様式第138号の7（第73条の5関係）			
[略]				[略]			
[略]	申請者	[略]	金融機関名(ゆうちょ銀行は、記載しないでください。)	[略]	申請者	[略]	金融機関名
[略]		還付される税金の受取りを希望する預金口座	[略]	[略]		[略]	

			[略]
[略]			
[略]			
様式第146号（第77条関係）			
[略]			
[略]	特 別 徴 収 義 務 者	[略]	
		還付される税金 の受取りを希望 する預金口座	金融機関名(ゆうち よ銀行は、記載しな いでください。)
		[略]	
[略]		[略]	
[略]			
[略]			

			[略]
[略]			
[略]			
様式第146号（第77条関係）			
[略]			
[略]	特 別 徴 収 義 務 者	[略]	
		還付される税金 の受取りを希望 する預金口座	金融機関名
		[略]	
[略]		[略]	
[略]			
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。
- この規則による改正前の岩手県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。